

### III 参 考 资 料

## 1 知事選挙における候補者別得票数及び当選人

(◎は当選人)

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性別	住 所	生年月日 (歳)	党 派	職 業	得票数
昭和 22年 4月5日	◎	3.15	にしむらじつぞう 西村 実造	男	埼玉県浦和市本太1,024番地	明27.4.19 (52歳)	無所属	無職 (前埼玉県知事)	485,711
		3.16	ばばひでお 馬場 秀夫	ク	埼玉県北足立郡鴻巣町2,937番地	明34.9.9 (45歳)	社会党	公 吏	171,955
		3.18	おがわともぞう 小川 友三	ク	埼玉県北埼玉郡手子林村 大字下手子林766番地	明37.4.29 (42歳)	国民協同党	会社社長	53,847
		3.19	かんたごろう 神田 五郎	ク	埼玉県北足立郡大門村 大字大門3,128番地	大5.5.17 (30歳)	無所属	農 業	12,787
		3.21	さいとうやたろう 斉藤 弥太郎	ク	埼玉県入間郡飯能町字原町71番地	明16.4.8 (63歳)	新生日本党	土木建築 請負業	2,325
		3.24	すながたかし 須永 たかし	ク	埼玉県北埼玉郡下忍村 大字樋上272番地	明34.8.17 (45歳)	日本共産党	農 業	4月1日 辞退
昭和 24年 5月17日		4.18	まつながよしお 松永 義雄	男	埼玉県北足立郡蕨町御殿町4,231	明24.7.15 (57歳)	日本社会党	弁 護 士	85,494
		ク	おがわやちよ 小川 八千代	女	埼玉県北埼玉郡手子林村 大字下手子林166	大5.1.10 (33歳)	親米博愛 勤労党	日支薬業 取締役	43,235
		ク	うしなほそうきち 牛窪 宗吉	男	埼玉県入間郡福岡村大字上福岡 1,536	明40.4.27 (42歳)	日本共産党	政党役員	5月9日 辞退
		4.20	やまもとよしまつ 山本 芳松	ク	茨城県猿島郡五霞村元栗橋 2,608番地の1	明15.5.9 (67歳)	無所属	無 職	7,652
		4.25	なみきしんじ 並木 新治	ク	埼玉県北埼玉郡加須町 大字加須8番地	明33.7.1 (48歳)	親米博愛 勤労党	弁 護 士	3,504
	◎	4.29	おおさわゆういち 大澤 雄一	ク	埼玉県浦和市高砂町3丁目37番地の1	明35.12.13 (46歳)	無所属	無 職	244,516
		4.30	かとうかつすけ 加藤 陸之介	ク	埼玉県大宮市大字大宮1,319番地	明16.8.26 (65歳)	民主自由党	無 職	161,195
		5.4	さいとうやたろう 斉藤 弥太郎	ク	埼玉県入間郡飯能町字原町71番地	明16.4.8 (66歳)	勤 労 者 日の丸同盟	土木建築業	2,091
		5.6	もろおかえい 師岡 栄一	ク	埼玉県入間郡飯能町 大字飯能元久下分村323番地	明38.2.26 (44歳)	日本社会党	木 工 業	83,295
	5.10	もがみいさむ 最上 勇	ク	埼玉県浦和市常盤町6丁目3番地	明26.2.2 (56歳)	無所属	会社重役	1,764	
昭和 28年 4月19日	1	3.24	はせがわつとむ 長谷川 勉	男	埼玉県浦和市本太1,907	明41.12.10 (44歳)	無所属	弁 護 士	190,769
	◎2	3.26	おおさわゆういち 大澤 雄一	ク	埼玉県浦和市高砂町3の37の1	明35.12.13 (50歳)	自 由 党	埼玉県知事	684,586
昭和 31年 7月13日	◎1	6.17	くりはらひろし 栗原 浩	男	埼玉県浦和市岸町7の30	明33.1.6 (56歳)	自由民主党	無 職 (元副知事)	359,701
	2	ク	いでいほろんど 出井 治人	ク	埼玉県羽生市下羽生556	明42.7.25 (46歳)	日本社会党	農 業 (元県教委)	244,854

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性別	住 所	生年月日 (歳)	党 派	職 業	得票数
昭和35年7月3日	◎1	6.8	くり 原 ひろし 栗 原 浩	男	埼玉県浦和市岸町7の30	明33.1.6 (60歳)	自由民主党	埼玉県知事	433,822
	2	ク	お だ しん よ 小 田 俊 与	ク	東京都渋谷区原宿2の170	明40.1.20 (53歳)	人道主義 政治連盟	世界タイムス社長	5,746
	3	ク	ば ば ひで お 馬 場 秀 夫	ク	埼玉県行田市忍485	明34.9.9 (58歳)	民主社会党	会社社長	73,290
	4	ク	うめ みわ いち ろう 梅 沢 一 郎	ク	埼玉県加須市大字下三俣303	明41.9.1 (51歳)	日本社会党	団体役員	146,292
	5	ク	ひ ね としむね 肥 後 亨	ク	島根県隠岐郡五箇村竹島	大15.3.25 (34歳)	民主社会党	国際情報 機 構	2,014
	6	ク	いし ぼし つとむ 石 橋 勉	ク	東京都板橋区東新町1の49	大14.2.2 (35歳)	民主社会党	国際情報 機 構	7月1日 辞退
昭和39年7月5日	1	6.10	もり かつ し 森 勝 治	男	埼玉県浦和市高砂町3の10	大4.10.11 (48歳)	日本社会党	団体役員	214,008
	◎2	ク	くり 原 ひろし 栗 原 浩	ク	埼玉県浦和市岸町7の4の2	明33.1.6 (64歳)	自由民主党	埼玉県知事	493,671
	3	6.12	お だ しん よ 小 田 俊 与	ク	東京都千代田区富士見町1の16	明41.1.20 (57歳)	無 所 属	国民総株主 運動代表	9,341
昭和43年6月30日	◎1	6.5	くり 原 ひろし 栗 原 浩	男	埼玉県浦和市下木崎178の22	明33.1.6 (68歳)	自由民主党	埼玉県知事	637,699
	2	ク	あわや めたか あわや 豊	ク	埼玉県浦和市太田窪2の13の18	明34.2.15 (67歳)	無 所 属	団体役員	469,719
昭和47年7月2日	1	6.7	おおの 元 美 大 野 元 美	男	埼玉県川口市栄町2の1の11	大元.11.17 (59歳)	自由民主党	会社社長	697,179
	◎2	ク	はた やわら 畑 やわら	ク	埼玉県浦和市仲町1の11の13	明43.9.29 (61歳)	無 所 属	弁 護 士	791,815
	3	ク	たか だ がん 高 田 がん	ク	東京都世田谷区喜多見4の3の15	昭5.5.23 (42歳)	反共全国 遊 説 隊	政治団体長	8,640
昭和51年7月4日	◎1	6.9	はた やわら 畑 やわら	男	埼玉県浦和市常盤4の11の8	明43.9.29 (65歳)	無 所 属	埼玉県知事	無投票
昭和55年6月22日	1	5.28	すみえとしよ すみえとしよ	男	埼玉県三郷市丹後1,054番地	大15.6.10 (54歳)	無 所 属	会社役員	181,436
	◎2	ク	はた やわら 畑 やわら	ク	埼玉県浦和市常盤4丁目11番8号	明43.9.29 (69歳)	無 所 属	埼玉県知事	2,051,163
	3	5.29	やま もと せい いち 山 本 精 一	ク	埼玉県児玉郡児玉町大字秋山54番地	明43.12.20 (69歳)	無 所 属	会社役員	155,486
昭和59年7月1日	◎1	6.11	はた やわら 畑 やわら	男	埼玉県浦和市常盤4丁目11番8号	明43.9.29 (73歳)	無 所 属	埼玉県知事	1,011,198
	2	ク	まつなが りくろう まつなが 緑郎	ク	埼玉県大宮市盆栽町305番地	大10.9.29 (62歳)	無 所 属	団体役員	644,587

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性別	住 所	生年月日 (歳)	党 派	職 業	得票数
昭和 63年 6月12日	◎1	5.23	はた やわら	男	埼玉県浦和市常盤6丁目3番6号	明43.9.29 (77歳)	無 所 属	埼玉県知事	1,250,987
	2	〃	せきね 則之	〃	埼玉県志木市柏町2丁目25番7号	昭5.1.13 (58歳)	無 所 属	(財)日本防火協会 顧問	925,491
	3	〃	やまもと 精一	〃	埼玉県児玉郡児玉町大字秋山54番地	明43.12.20 (77歳)	無 所 属	会 社 役 員	14,708
平成 4年 6月21日	◎1	6.1	つちや 義彦	男	埼玉県春日部市大字八丁目325番地	大15.5.31 (66歳)	無 所 属	団 体 役 員	906,851
	2	〃	かとう 盛雄	〃	埼玉県桶川市坂田1,537番地	昭15.12.10 (51歳)	政 治 結 社 憂 國 塾	団 体 役 員	5,718
	3	〃	こやま 行一	〃	埼玉県大宮市宮原町1丁目386番地	大14.3.23 (67歳)	無 所 属	団 体 役 員	190,017
	4	〃	たか 橋 あきお	〃	埼玉県浦和市大間木1,299番地 鈴木ビル301号	昭2.10.18 (64歳)	無 所 属	医 師	233,058
	5	〃	なか 井 真一郎	〃	埼玉県所沢市中新井4丁目16番11号	昭21.1.12 (46歳)	無 所 属	弁 護 士	186,007
平成 8年 6月23日	1	6.6	かとう 盛雄	男	埼玉県桶川市大字坂田 1,537番地の7 細田方	昭15.12.10 (55歳)	無 所 属	政 治 団 体 役 員	20,354
	◎2	〃	つちや 義彦	〃	埼玉県春日部市大字八丁目325番地	大15.5.31 (70歳)	無 所 属	埼玉県知事	1,122,041
	3	〃	やまぐちせつお	〃	埼玉県浦和市沼影 2丁目3番11号203	昭24.9.26 (46歳)	無 所 属	政治学博士課程 大 学 院 生	27,643
	4	〃	たか 橋 昭雄	〃	埼玉県秩父市近戸町7番42号	昭2.10.18 (68歳)	無 所 属	医 師	443,756
	5	〃	うへ 木 宗昌	〃	埼玉県入間市豊岡4丁目7番17号	昭18.4.7 (53歳)	無 所 属	自 営 業	12,720
平成 12年 6月25日	◎1	6.8	つちや 義彦	男	埼玉県春日部市大字八丁目325番地	大15.5.31 (74歳)	無 所 属	埼玉県知事	2,185,315
	2	〃	たか 橋 あきお	〃	埼玉県秩父市近戸町7番42号	昭2.10.18 (72歳)	無 所 属	医 師	680,375
	3	〃	かとう 盛雄	〃	埼玉県桶川市大字坂田 1,537番地の7	昭15.12.10 (59歳)	無 所 属	政 治 団 体 役 員	162,467

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性別	住 所	生年月日 (歳)	党 派	職 業	得票数
平成 15年 8月 31日	1	8.14	すぎさき 杉崎 ともすけ	男	埼玉県さいたま市大宮区 榊引町1丁目261番地3	昭38.2.14 (40歳)	無 所 属	ファイナンシャル プランナー	70,055
	2	〃	ばん とう 坂 東 まり子	女	埼玉県さいたま市浦和区 岸町6丁目8番19号 明日香102	昭21.8.17 (57歳)	無 所 属	無 職	204,389
	3	〃	か とう もり お 加 藤 盛 雄	男	埼玉県桶川市大字坂田 1,537番地の7 細田方	昭15.12.10 (62歳)	無 所 属	会 社 役 員	15,790
	4	〃	しま づ 島 津 あきら	〃	埼玉県川越市吉田新町 1丁目2番地18	昭18.7.8 (60歳)	無 所 属	無 職	451,057
	5	〃	やま ぐち さつ お 山 口 節 生	〃	埼玉県さいたま市浦和区 高砂1丁目2番1-1202号	昭24.9.26 (53歳)	ニ ュ ー ・ デ ィ ー ル の 会	不 動 産 鑑 定 士	8,931
	6	〃	たか ほん 高 原 みさ子	女	埼玉県春日部市大沼4丁目51番地6	昭18.8.14 (60歳)	無 所 属	政 党 役 員	175,137
	7	〃	はまだ たくじろう 卓二 郎	男	埼玉県さいたま市南区根岸 3丁目28番7号	昭16.10.5 (61歳)	無 所 属	会 社 顧 問	210,198
	◎8	〃	うえ だ 上 田 きよし	〃	埼玉県志木市館 2丁目8番5-101号	昭23.5.15 (55歳)	無 所 属	団 体 役 員	808,092
平成 19年 8月 26日	1	8.9	たけ だ のぶ ひろ 武 田 信 弘	男	鹿児島県指宿市十二町4084番地3	昭29.3.22 (53歳)	無 所 属	英 文 法 家	58,823
	◎2	〃	うえ だ 上 田 きよし	〃	埼玉県さいたま市浦和区 常盤4丁目11番8号	昭23.5.15 (59歳)	無 所 属	埼 玉 県 知 事	1,093,480
	3	〃	よし かわ はる こ 吉 川 春 子	女	東京都文京区本駒込6丁目14番8号 ハイツ駒込205号室	昭15.11.26 (66歳)	無 所 属	団 体 役 員	389,875
平成 23年 7月 31日	1	7.14	ほん とみ 原 富 さとる	男	埼玉県さいたま市見沼区 堀崎町707番地9	昭22.11.28 (63歳)	無 所 属	団 体 役 員	171,750
	◎2	〃	うえ だ 上 田 きよし	〃	埼玉県さいたま市浦和区 常盤4丁目11番8号	昭23.5.15 (63歳)	無 所 属	知 事	1,191,071
	3	〃	たけだのぶひろ	〃	鹿児島県指宿市十二町4084番地3	昭29.3.22 (57歳)	無 所 属	英 文 法 家	50,252
平成 27年 8月 9日	1	7.23	いし かわ ひで ゆき 石 川 英 行	男	埼玉県草加市神明2丁目4番21号	昭38.2.27 (52歳)	無 所 属	無 職	49,884
	◎2	〃	うえ だ 上 田 きよし	〃	埼玉県さいたま市浦和区 常盤4丁目11番8号	昭23.5.15 (67歳)	無 所 属	知 事	891,822
	3	〃	たけだのぶひろ	〃	埼玉県春日部市粕壁東6丁目21番20号 レオパレスアムール108	昭29.3.22 (61歳)	無 所 属	無 職	32,364
	4	〃	しば た 柴田 やすひこ	〃	東京都清瀬市旭が丘 6丁目941番地50	昭28.2.17 (62歳)	無 所 属	団 体 職 員	228,404
	5	〃	つかだ けい すけ つかだ 桂 祐	〃	埼玉県さいたま市浦和区 東高砂町26番地4 203	昭31.9.18 (58歳)	無 所 属	シンクタンク 理 事	322,455

選挙 執行 期日	受付 番号	受付 月日	ふりがな 候補者氏名	性別	住 所	生年月日 (歳)	党 派	職 業	得票数
令和元年 8月25日	◎1	8.8	おおの 大野 もとひろ	男	埼玉県川口市栄町2丁目1番11号	昭38.11.12 (55歳)	無 所 属	会 社 役 員	923,482
	2	〃	たけだ 武 田 のぶひろ	〃	鹿児島県指宿市十二町4084番地3	昭29.3.22 (65歳)	無 所 属	無 職	40,631
	3	〃	はま 浜 だ ぎとし 田 聡	〃	岡山県倉敷市鶴形1丁目5番33-1001号 ライオンズマンション倉敷鶴形	昭52.5.11 (42歳)	N H K から 国民を守る党	医 師	64,182
	4	〃	さくら 櫻 い しずえ 井 志津江	女	埼玉県さいたま市南区 白幡4丁目20番1号4-401	昭30.9.22 (63歳)	無 所 属	無 職	34,768
	5	〃	あお 青 しま 島 けんた	男	埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目1番1号 三井浦和ビル702	昭33.4.7 (61歳)	無 所 属	ス ポ ー ツ ライ タ ー	866,021
令和5年 8月6日	1	7.20	しば 柴 おか 岡 ゆうま	男	埼玉県深谷市	39歳	日本共産党	政 党 役 員	183,692
	2	〃	おお 大 おさわ 沢 としお	〃	埼玉県加須市	69歳	無 所 属	音 楽 制 作 業	97,252
	◎3	〃	おおの 大野 もとひろ	〃	埼玉県さいたま市浦和区	59歳	無 所 属	知 事	1,138,973

## 2 歴代の知事

氏名	就任年月	転退任年月	在任年月	氏名	就任年月	転退任年月	在任年月
(県令) 1 野村盛秀	明 4. 11	明 6. 5	1. 7	35 宮野省三	昭 16. 1	昭 17. 1	1. 0
(県令) 2 白根多助	6. 12	15. 3	8. 3	36 大津敏男	17. 1	18. 7	1. 6
3 吉田清英	15. 3	22. 12	7. 9	37 数藤鉄臣	18. 7	19. 8	1. 1
4 小松原英太郎	22. 12	24. 4	1. 4	38 福本柳一	19. 8	20. 8	1. 0
5 久保田貫一	24. 4	25. 12	1. 9	39 関外余男	20. 8	21. 1	0. 5
6 銀林綱男	25. 12	27. 1	1. 1	40 西村実造	21. 1	22. 3	1. 2
7 千家尊福	27. 1	30. 4	3. 2	41 宮脇倫	22. 3	22. 4	0. 1
8 田村政	30. 4	31. 1	0. 10	42 西村実造	22. 4	24. 3	1. 11
9 萩原汎愛	31. 1	32. 2	1. 1	代理 吉田忠一	24. 3	24. 5	0. 2
10 正親町実正	32. 2	33. 10	1. 8	43 大沢雄一	24. 5	28. 5	4. 0
11 山田春三	33. 10	35. 2	1. 3	44 大沢雄一	28. 5	31. 5	3. 0
12 木下周一	35. 2	38. 9	3. 7	代理 栗原浩	31. 5	31. 6	0. 1
13 大久保利武	38. 9	40. 12	2. 4	代理 守屋陸蔵	31. 6	31. 7	0. 1
14 島田剛太郎	40. 12	大 2. 6	5. 5	45 栗原浩	31. 7	35. 7	4. 0
15 添田敬一郎	大 2. 6	3. 6	1. 0	46 栗原浩	35. 7	39. 7	4. 0
16 昌谷彰	3. 6	5. 10	2. 4	47 栗原浩	39. 7	43. 6	4. 0
17 岡田忠彦	5. 10	8. 6	2. 9	48 栗原浩	43. 7	47. 6	4. 0
18 西村保吉	8. 6	8. 8	0. 2	49 畑和	47. 7	51. 7	4. 0
19 堀内秀太郎	8. 8	12. 10	4. 2	50 畑和	51. 7	55. 7	4. 0
20 元田敏夫	12. 10	13. 6	0. 8	51 畑和	55. 7	59. 7	4. 0
21 斎藤守圀	13. 6	昭 2. 5	2. 11	52 畑和	59. 7	63. 7	4. 0
22 野手耐	昭 2. 5	2. 11	0. 6	53 畑和	63. 7	平 4. 7	4. 0
23 宮脇梅吉	2. 11	4. 2	1. 3	54 土屋義彦	平 4. 7	8. 7	4. 0
24 白根竹介	4. 2	4. 7	0. 5	55 土屋義彦	8. 7	12. 7	4. 0
25 細川長平	4. 7	5. 8	1. 1	56 土屋義彦	12. 7	15. 7	3. 0
26 丹羽七郎	5. 8	6. 4	0. 8	代理 青木信之	15. 7	15. 9	0. 2
27 山中恒三	6. 4	6. 12	0. 8	57 上田清司	15. 9	19. 8	4. 0
28 宮脇梅吉	6. 12	7. 6	0. 6	58 上田清司	19. 8	23. 8	4. 0
29 福島繁三	7. 6	8. 6	1. 0	59 上田清司	23. 8	27. 8	4. 0
30 広瀬久忠	8. 6	9. 7	1. 1	60 上田清司	27. 8	令 元. 8	4. 0
31 飯沼一省	9. 7	10. 5	0. 10	61 大野元裕	令 元. 8	5. 8	4. 0
32 斎藤樹	10. 5	11. 4	0. 11	62 大野元裕	5. 8		
33 川西実三	11. 4	13. 4	2. 0				
34 土岐銀次郎	13. 4	16. 1	2. 9				

## 3 知事選挙における有権者数推移一覧

(本表は、市町村の合併による異動を合併後  
の市町村に含めているものである。)

選挙期日 市町村名	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
1 さいたま市			828,082	944,438	976,667	1,005,992	1,067,194	1,097,398
西 区			65,630	66,771	68,232	69,931	75,162	77,931
北 区			101,272	105,300	111,292	114,406	120,319	123,620
大宮区			84,130	86,247	88,913	92,319	96,419	101,998
見沼区			118,029	121,717	125,190	128,357	134,056	136,592
中央区			70,063	73,020	76,174	78,534	83,052	85,200
桜 区			71,440	71,920	74,757	75,523	78,594	79,602
浦和区			109,132	113,744	116,273	122,902	132,303	136,443
南区			128,862	132,591	137,637	141,374	152,893	156,092
緑 区			79,524	83,525	87,463	92,348	100,951	106,122
岩槻区				89,603	90,736	90,298	93,445	93,798
浦和市	344,731	370,011						
大宮市	330,498	351,490						
与野市	61,970	63,785						
2 川 越 市	243,836	254,862	262,039	266,912	275,994	280,244	289,124	290,568
3 熊 谷 市	116,812	120,455	122,251	163,792	164,092	163,030	164,555	161,358
4 川 口 市	345,000	359,695	374,163	390,395	400,193	459,266	476,277	478,442
5 行 田 市	64,871	66,958	67,821	71,101	70,145	68,719	68,219	66,418
6 秩 父 市	46,566	46,849	46,729	56,760	55,314	53,775	52,745	50,068
7 所 沢 市	242,710	259,295	266,151	271,452	275,528	278,034	285,956	287,699
8 飯 能 市	60,350	63,478	65,355	67,434	67,137	66,900	67,526	66,411
9 加 須 市	50,027	51,886	53,065	53,909	94,103	93,349	94,423	93,515
10 本 庄 市	45,240	46,242	46,703	64,026	64,009	63,487	64,147	63,554
11 東松山市	66,961	69,322	70,697	71,102	71,829	72,475	74,403	74,505
岩 槻 市	83,638	87,035	88,675					
12 春 日 部 市	154,059	161,870	163,195	193,587	194,702	194,087	197,323	195,458
13 狭 山 市	123,313	127,352	129,094	128,554	128,186	126,465	127,272	126,244
14 羽 生 市	42,779	44,674	45,179	45,420	45,458	45,098	45,386	44,628
15 鴻 巣 市	59,154	63,045	64,456	95,539	97,054	97,355	99,282	98,979
16 深 谷 市	74,513	78,596	80,375	116,029	116,560	116,285	118,251	117,265
17 上 尾 市	158,750	167,509	173,130	178,354	182,445	183,217	189,241	191,385
18 草 加 市	166,949	177,297	183,086	188,635	192,488	195,365	203,407	206,294
19 越 谷 市	223,988	237,268	246,754	252,366	260,396	267,241	280,898	282,925
20 蕨 市	55,259	55,492	56,161	56,305	57,254	57,294	58,905	58,356
21 戸 田 市	73,060	79,921	83,772	89,186	93,760	100,604	107,381	110,441
22 入 間 市	106,437	111,886	116,160	118,289	120,705	121,012	123,387	122,158
鳩ヶ谷市	43,842	43,191	45,039	47,998	49,141			
23 朝 霞 市	83,079	89,702	95,685	98,151	101,506	106,194	112,997	116,127
24 志 木 市	48,621	50,455	52,653	54,602	56,626	58,438	61,753	62,086
25 和 光 市	45,461	50,660	55,184	58,422	60,380	62,356	66,214	67,814
26 新 座 市	109,176	115,684	118,561	122,825	127,405	129,799	134,448	135,598
27 桶 川 市	55,611	58,469	59,139	60,485	61,550	61,520	63,093	62,822
28 久 喜 市	53,960	55,729	57,524	58,037	126,549	126,564	128,419	126,416
29 北 本 市	52,182	53,721	55,446	56,798	56,894	56,435	56,642	56,206
30 八 潮 市	55,747	58,012	58,316	61,601	64,672	67,603	73,662	75,077
31 富士見市	74,263	79,932	82,677	83,135	85,208	87,069	90,827	92,585
上 福 岡 市	43,978	44,090	44,254					
32 三 郷 市	97,020	99,370	100,813	103,414	106,592	109,942	115,312	114,720
33 蓮 田 市	48,931	51,206	52,265	52,182	52,166	51,690	52,092	51,926
34 坂 戸 市	72,198	75,777	77,526	79,342	80,570	80,766	82,545	82,169
35 幸 手 市	43,619	44,681	44,541	44,366	44,694	43,842	43,440	41,819
36 鶴ヶ島市	47,417	50,677	53,245	55,521	55,400	56,599	57,756	58,530
37 日 高 市	40,823	42,189	43,135	44,772	46,541	45,993	46,413	45,869
38 吉 川 市	39,351	43,295	45,473	48,919	51,364	54,770	57,956	58,541
39 ふじみ野市				82,660	84,811	88,778	92,530	93,371
40 白 岡 市	32,878	36,570	37,848	39,249	40,508	42,267	43,437	43,541
市 計	4,429,628	4,659,673	4,812,417	5,136,064	5,356,596	5,439,919	5,634,838	5,669,286



市区町村名 \ 選挙期日	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
41 伊奈町	22,368	24,760	27,128	30,400	32,839	33,923	35,810	36,817
吹上町	21,397	22,353	22,754					
北足立郡計	43,765	47,113	49,882	30,400	32,839	33,923	35,810	36,817
大井町	30,207	34,504	35,774					
42 三芳町	26,794	27,760	28,517	29,264	30,584	30,409	31,234	31,084
43 毛呂山町	28,399	29,553	29,558	30,066	29,636	29,338	29,143	28,127
44 越生町	10,394	10,842	11,025	10,910	10,550	10,238	10,038	9,643
名栗村	2,227	2,212	2,158					
入間郡計	98,021	104,871	107,032	70,240	70,770	69,985	70,415	68,854
45 滑川町	9,181	9,812	10,612	12,458	13,312	13,731	14,823	15,359
46 嵐山町	14,588	15,423	15,632	15,715	15,278	15,040	15,080	14,823
47 小川町	28,267	28,961	29,267	28,777	28,320	27,285	26,256	24,771
都幾川村	6,499	6,657	6,497					
玉川村	4,221	4,427	4,574					
48 川島町	17,288	18,003	18,344	18,374	18,183	17,553	17,164	16,458
49 吉見町	16,048	17,252	17,658	17,744	17,467	16,993	16,621	15,832
50 鳩山町	13,207	13,479	13,536	13,463	13,134	12,471	12,188	11,718
51 ときがわ町				10,963	10,658	10,164	9,770	9,156
比企郡計	109,299	114,014	116,120	117,494	116,352	113,237	111,902	108,117
52 横瀬町	7,663	7,571	7,754	7,565	7,301	7,122	6,976	6,618
53 皆野町	9,787	9,873	9,754	9,475	9,125	8,600	8,329	7,876
54 長瀬町	6,928	6,884	6,895	6,783	6,559	6,319	6,083	5,800
吉田町	4,888	4,783	4,760					
55 小鹿野町	9,492	9,543	9,519	11,774	11,254	10,494	9,940	9,097
両神村	2,442	2,378	2,345					
大滝村	1,426	1,365	1,259					
荒川村	4,980	5,117	5,057					
56 東秩父村	3,417	3,343	3,249	3,144	2,861	2,688	2,504	2,303
秩父郡計	51,023	50,857	50,592	38,741	37,100	35,223	33,832	31,694
57 美里町	9,268	9,571	9,677	9,784	9,549	9,504	9,472	9,228
児玉町	15,955	16,396	16,904					
58 神川町	9,958	10,356	10,489	11,730	11,571	11,309	11,340	10,815
神泉村	1,035	1,117	1,125					
59 上里町	20,845	22,250	23,163	23,971	24,198	24,427	25,017	24,961
児玉郡計	57,061	59,690	61,358	45,485	45,318	45,240	45,829	45,004
大里町	5,593	6,228	6,476					
江南町	9,194	9,585	9,664					
妻沼町	21,724	22,575	22,720					
岡部町	14,014	14,675	14,869					
川本町	9,230	9,523	9,656					
花園町	9,182	9,830	10,061					
60 寄居町	27,853	29,272	29,772	29,993	29,628	28,983	28,492	27,424
大里郡計	96,790	101,688	103,218	29,993	29,628	28,983	28,492	27,424

選挙期日 市区町村名	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
騎西町	14,976	15,705	15,981	16,041				
南河原村	3,293	3,354	3,358					
川里町	6,083	6,220	6,327					
北川辺町	9,773	10,357	10,503	10,600				
大利根町	11,645	11,971	12,004	12,091				
北埼玉郡計	45,770	47,607	48,173	38,732				
61 宮代町	26,777	27,641	27,634	27,934	27,489	27,807	28,660	28,206
菖蒲町	17,196	17,801	17,883	17,603				
南埼玉郡計	43,973	45,442	45,517	45,537	27,489	27,807	28,660	28,206
栗橋町	17,522	19,690	20,652	21,818				
鷺宮町	24,791	25,860	26,745	27,996				
62 杉戸町	34,411	36,921	37,472	38,079	38,450	37,797	37,977	37,603
63 松伏町	20,349	21,877	23,453	24,339	24,502	24,262	24,518	24,001
庄和町	28,984	29,838	30,152					
北葛飾郡計	126,057	134,186	138,474	112,232	62,952	62,059	62,495	61,604
町村計	671,759	705,468	720,366	528,854	422,448	416,457	417,435	407,720
県計	5,101,387	5,365,141	5,532,783	5,664,918	5,779,044	5,856,376	6,052,273	6,077,006

## 4 知事選挙における投票者数推移一覧

(本表は、市町村の合併による異動を合併後の市町村に含めているものである。)

市区町村名	選挙期日 平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
1 さいたま市			315,841	255,825	238,236	272,013	360,986	261,540
西 区			24,507	17,524	16,981	18,941	24,500	17,219
北 区			38,057	28,934	27,644	30,321	40,656	29,850
大 宮 区			32,631	24,312	22,808	26,138	34,700	25,700
見 沼 区			43,865	32,515	30,172	33,440	43,225	29,827
中 央 区			28,224	21,717	19,986	22,731	29,825	22,708
桜 区			24,388	17,910	16,553	18,784	24,369	17,234
浦 和 区			46,322	34,100	30,882	37,433	51,176	37,522
南 区			47,884	35,031	32,588	37,833	52,138	38,285
緑 区			29,963	21,287	20,231	24,130	32,502	23,766
岩 槻 区				22,495	20,391	22,262	27,895	19,429
浦 和 市	107,421	218,701						
大 宮 市	98,146	199,936						
与 野 市	21,791	39,287						
2 川 越 市	71,066	152,182	89,007	64,127	61,147	69,549	87,395	61,174
3 熊 谷 市	37,927	73,972	39,743	44,564	39,137	42,168	53,032	37,813
4 川 口 市	100,560	207,800	116,114	87,430	85,207	96,187	137,531	94,732
5 行 田 市	22,872	40,143	23,604	19,433	16,971	17,357	22,473	17,272
6 秩 父 市	26,162	33,579	19,730	19,823	16,263	16,235	18,231	14,016
7 所 沢 市	66,059	152,201	88,449	70,217	60,249	72,647	89,990	69,647
8 飯 能 市	21,189	37,614	25,390	20,051	18,181	20,503	23,695	18,269
9 加 須 市	18,189	28,863	17,323	14,564	25,775	24,518	29,493	21,249
10 本 庄 市	16,677	29,426	18,729	18,546	18,286	17,010	19,974	14,422
11 東 松 山 市	24,069	42,105	26,142	19,923	17,712	19,776	24,571	18,585
岩 槻 市	28,653	49,534	30,692					
12 春 日 部 市	47,456	90,545	52,170	51,224	47,058	50,341	60,706	42,180
13 狭 山 市	37,898	77,312	42,819	35,631	28,069	35,087	41,787	29,958
14 羽 生 市	15,636	25,029	14,405	12,510	12,140	11,671	14,512	10,876
15 鴻 巣 市	19,893	38,395	24,821	28,369	27,072	29,046	36,100	25,938
16 深 谷 市	24,622	48,898	24,826	31,074	28,182	28,869	35,751	26,919
17 上 尾 市	55,506	96,880	66,254	51,400	47,255	49,130	63,613	44,674
18 草 加 市	42,766	96,489	56,086	43,137	42,773	47,504	59,941	44,068
19 越 谷 市	63,166	134,395	76,639	64,425	64,892	67,314	87,697	64,478
20 蕨 市	19,722	33,558	22,141	17,614	15,715	15,567	19,898	15,115
21 戸 田 市	20,671	42,653	26,564	22,520	22,453	24,976	30,695	24,025
22 入 間 市	34,398	66,362	42,654	33,459	30,118	33,311	39,780	28,614
鳩 ヶ 谷 市	14,924	28,612	15,377	13,052	12,168			
23 朝 霞 市	22,942	51,180	37,878	27,250	25,336	27,559	35,668	27,349
24 志 木 市	14,130	29,494	23,437	16,305	16,531	18,669	21,349	15,729
25 和 光 市	13,596	29,760	20,011	15,136	14,311	15,964	21,096	17,398
26 新 座 市	29,872	68,633	45,560	32,211	33,308	35,042	42,065	29,672
27 桶 川 市	18,707	34,550	24,175	19,132	15,819	17,767	22,677	16,598
28 久 喜 市	18,322	32,508	21,549	17,451	36,645	37,255	45,263	32,872
29 北 本 市	17,838	33,948	23,887	18,372	15,922	17,634	21,123	15,697
30 八 潮 市	15,220	32,262	16,435	15,129	15,216	14,730	17,804	13,390
31 富 士 見 市	21,467	45,800	28,056	20,644	21,579	22,125	27,750	22,853
上 福 岡 市	13,288	26,436	15,897					
32 三 郷 市	26,915	56,485	28,658	23,208	21,379	23,444	31,595	22,870
33 蓮 田 市	17,791	31,332	21,536	15,995	14,439	13,986	17,767	13,492
34 坂 戸 市	20,777	44,680	28,624	22,764	20,966	20,874	26,205	17,887
35 幸 手 市	15,374	27,325	15,311	11,568	12,028	12,454	14,933	10,175
36 鶴 ヶ 島 市	14,203	30,115	19,164	15,411	14,130	15,731	19,692	14,901
37 日 高 市	15,289	26,476	18,104	13,913	12,515	14,949	17,425	13,324
38 吉 川 市	12,886	24,310	14,570	11,905	12,539	13,965	17,703	14,183
39 ふ じ み 野 市				21,982	20,734	23,542	28,873	22,484
40 白 岡 市	12,063	22,618	14,942	12,586	11,939	12,493	15,068	11,736
市 計	1,378,119	2,732,383	1,693,314	1,369,880	1,310,395	1,418,962	1,801,907	1,318,174

選挙期日 市区町村名	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
41 伊奈町	7,280	14,739	10,682	8,546	8,315	8,345	11,287	9,079
吹上町	6,924	13,473	9,405					
北足立郡計	14,204	28,212	20,087	8,546	8,315	8,345	11,287	9,079
大井町	9,211	20,160	11,994					
42 三芳町	8,211	16,912	10,337	7,983	8,380	8,654	10,470	7,858
43 毛呂山町	11,087	17,208	10,558	16,117	8,727	8,290	9,963	6,883
44 越生町	4,952	7,101	4,700	4,168	3,713	3,961	4,085	2,959
名栗村	1,263	1,563	1,095					
入間郡計	34,724	62,944	38,684	28,268	20,820	20,905	24,518	17,700
45 滑川町	4,029	6,388	4,351	3,876	4,007	4,354	5,644	4,635
46 嵐山町	6,249	9,609	6,439	5,427	4,839	5,027	5,809	4,595
47 小川町	11,257	18,109	11,867	18,773	9,762	15,717	15,604	13,493
都幾川村	3,087	4,194	2,892					
玉川村	2,211	2,993	2,265					
48 川島町	7,771	11,478	7,320	5,897	5,712	5,312	6,441	4,798
49 吉見町	7,277	11,024	8,181	6,156	6,028	5,347	6,576	5,107
50 鳩山町	5,765	9,151	6,231	4,697	4,348	4,371	5,123	3,645
51 ときがわ町				4,168	3,586	3,612	4,053	3,074
比企郡計	47,646	72,946	49,546	48,994	38,282	43,740	49,250	39,347
52 横瀬町	4,497	5,548	3,704	2,929	2,782	2,656	2,681	2,203
53 皆野町	5,651	7,136	5,062	3,973	3,695	3,135	3,503	2,805
54 長瀬町	3,525	4,926	3,063	2,535	2,430	2,283	2,338	1,685
吉田町	3,110	3,706	2,670					
55 小鹿野町	5,231	6,799	4,301	4,663	4,202	3,912	4,221	3,480
両神村	1,396	1,782	1,228					
大滝村	1,151	1,124	920					
荒川村	3,416	3,940	2,937					
56 東秩父村	1,834	2,472	1,873	1,627	1,467	1,471	1,339	1,118
秩父郡計	29,811	37,433	25,758	15,727	14,576	13,457	14,082	11,291
57 美里町	4,800	6,480	4,216	3,261	3,193	2,972	3,212	2,497
児玉町	5,664	9,844	5,859					
58 神川町	4,557	6,527	3,623	3,465	3,103	3,334	3,358	2,753
神泉村	661	939	662					
59 上里町	7,729	14,005	9,223	7,299	6,371	7,066	8,255	6,729
児玉郡計	23,411	37,795	23,583	14,025	12,667	13,372	14,825	11,979
大里町	3,072	4,283	2,677					
江南町	4,049	5,727	3,704					
妻沼町	9,309	14,608	9,238					
岡部町	6,065	9,655	5,167					
川本町	4,656	6,303	3,962					
花園町	3,950	6,471	4,315					
60 寄居町	11,659	19,454	12,812	9,905	9,002	9,491	9,840	7,738
大里郡計	42,760	66,501	41,875	9,905	9,002	9,491	9,840	7,738

選挙期日 市区町村名	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
騎西町	6,573	9,056	6,389	5,006				
南河原村	1,268	2,066	1,094					
川里町	2,630	3,617	2,193					
北川辺町	3,978	6,168	3,886	3,130				
大利根町	5,249	7,421	5,203	4,432				
北埼玉郡計	19,698	28,328	18,765	12,568				
61 宮代町	11,590	17,115	11,163	8,902	7,929	8,298	10,292	7,976
菖蒲町	6,972	10,361	6,815	5,416				
南埼玉郡計	18,562	27,476	17,978	14,318	7,929	8,298	10,292	7,976
栗橋町	7,060	12,413	8,247	7,153				
鷺宮町	8,819	15,917	10,004	8,458				
62 杉戸町	14,507	22,701	14,203	23,944	11,047	17,857	12,831	15,310
63 松伏町	7,447	12,357	7,426	5,436	5,515	5,185	6,442	5,171
庄和町	11,104	18,286	11,285					
北葛飾郡計	48,937	81,674	51,165	44,991	16,562	23,042	19,273	20,481
町村計	279,753	443,309	287,441	197,342	128,153	140,650	153,367	125,591
県計	1,657,872	3,175,692	1,980,755	1,567,222	1,438,548	1,559,612	1,955,274	1,443,765

## 5 知事選挙における投票率推移一覧

(本表は、市町村の合併による異動を合併後の市町村に含めているものである。)

選挙期日 市区町村名	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
1 さいたま市			38.14	27.09	24.39	27.04	33.83	23.83
西 区			37.34	26.24	24.89	27.09	32.60	22.10
北 区			37.58	27.48	24.84	26.50	33.79	24.15
大宮区			38.79	28.19	25.65	28.31	35.99	25.20
見沼区			37.16	26.71	24.10	26.05	32.24	21.84
中央区			40.28	29.74	26.24	28.94	35.91	26.65
桜 区			34.14	24.90	22.14	24.87	31.01	21.65
浦和区			42.45	29.98	26.56	30.46	38.68	27.50
南区			37.16	26.42	23.68	26.76	34.10	24.53
緑 区			37.68	25.49	23.13	26.13	32.20	22.39
岩槻区				25.11	22.47	24.65	29.85	20.71
浦和市	31.16	59.11						
大宮市	29.70	56.88						
与野市	35.16	61.59						
2 川越市	29.14	59.71	33.97	24.03	22.16	24.82	30.23	21.05
3 熊谷市	32.47	61.42	32.51	27.21	23.85	25.87	32.23	23.43
4 川口市	29.15	57.77	31.03	22.40	21.29	20.94	28.88	19.80
5 行田市	35.26	59.95	34.80	27.33	24.19	25.26	32.94	26.00
6 秩父市	56.18	71.67	42.22	34.92	29.40	30.19	34.56	27.99
7 所沢市	27.22	58.70	33.23	25.87	21.87	26.13	31.47	24.21
8 飯能市	35.11	59.26	38.85	29.73	27.08	30.65	35.09	27.51
9 加須市	36.36	55.63	32.64	27.02	27.39	26.26	31.23	22.72
10 本庄市	36.86	63.63	40.10	28.97	28.57	26.79	31.14	22.69
11 東松山市	35.94	60.74	36.98	28.02	24.66	27.29	33.02	24.94
岩槻市	34.26	56.91	34.61					
12 春日部市	30.80	55.94	31.97	26.46	24.17	25.94	30.76	21.58
13 狭山市	30.73	60.71	33.17	27.72	21.90	27.74	32.83	23.73
14 羽生市	36.55	56.03	31.88	27.54	26.71	25.88	31.97	24.37
15 鴻巣市	33.63	60.90	38.51	29.69	27.89	29.84	36.36	26.21
16 深谷市	33.04	62.21	30.89	26.78	24.18	24.83	30.23	22.96
17 上尾市	34.96	57.84	38.27	28.82	25.90	26.82	33.61	23.34
18 草加市	25.62	54.42	30.63	22.87	22.22	24.32	29.47	21.36
19 越谷市	28.20	56.64	31.06	25.53	24.92	25.19	31.22	22.79
20 蕨市	35.69	60.47	39.42	31.28	27.45	27.17	33.78	25.90
21 戸田市	28.29	53.37	31.71	25.25	23.95	24.83	28.59	21.75
22 入間市	32.32	59.31	36.72	28.29	24.95	27.53	32.24	23.42
鳩ヶ谷市	34.04	66.25	34.14	27.19	24.76			
23 朝霞市	27.61	57.06	39.59	27.76	24.96	25.95	31.57	23.55
24 志木市	29.06	58.46	44.51	29.86	29.19	31.95	34.57	25.33
25 和光市	29.91	58.74	36.26	25.91	23.70	25.60	31.86	25.66
26 新座市	27.36	59.33	38.43	26.23	26.14	27.00	31.29	21.88
27 桶川市	33.64	59.09	40.88	31.63	25.70	28.88	35.94	26.42
28 久喜市	33.95	58.33	37.46	30.07	28.96	29.44	35.25	26.00
29 北本市	34.18	63.19	43.08	32.35	27.99	31.25	37.29	27.93
30 八潮市	27.30	55.61	28.18	24.56	23.53	21.79	24.17	17.84
31 富士見市	28.91	57.30	33.93	24.83	25.33	25.41	30.55	24.68
上福岡市	30.22	59.96	35.92					
32 三郷市	27.74	56.84	28.43	22.44	20.06	21.32	27.40	19.94
33 蓮田市	36.36	61.19	41.21	30.65	27.68	27.06	34.11	25.98
34 坂戸市	28.78	58.96	36.92	28.69	26.02	25.85	31.75	21.77
35 幸手市	35.25	61.16	34.38	26.07	26.91	28.41	34.38	24.33
36 鶴ヶ島市	29.95	59.43	35.99	27.76	25.51	27.79	34.10	25.46
37 日高市	37.45	62.76	41.97	31.08	26.89	32.50	37.54	29.05
38 吉川市	32.75	56.15	32.04	24.34	24.41	25.50	30.55	24.23
39 ふじみ野市				26.59	24.45	26.52	31.20	24.08
40 白岡市	36.69	61.85	39.48	32.07	29.47	29.56	34.69	26.95
市 計	31.11	58.64	35.19	26.67	24.46	26.08	31.98	23.25

市区町村名 \ 選挙期日	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
41 伊奈町	32.55	59.53	39.38	28.11	25.32	24.60	31.52	24.66
吹上町	32.36	60.27	41.33					
北足立郡計	32.46	59.88	40.27	28.11	25.32	24.60	31.52	24.66
大井町	30.49	58.43	33.53					
42 三芳町	30.64	60.92	36.25	27.28	27.40	28.46	33.52	25.28
43 毛呂山町	39.04	58.23	35.72	53.61	29.45	28.26	34.19	24.47
44 越生町	47.64	65.50	42.63	38.20	35.19	38.69	40.70	30.69
名栗村	56.71	70.66	50.74					
入間郡計	35.43	60.02	36.14	40.24	29.42	29.87	34.82	25.71
45 滑川町	43.88	65.10	41.00	31.11	30.10	31.71	38.08	30.18
46 嵐山町	42.84	62.30	41.19	34.53	31.67	33.42	38.52	31.00
47 小川町	39.82	62.53	40.55	65.24	34.47	57.60	59.43	54.47
都幾川村	47.50	63.00	44.51					
玉川村	52.38	67.61	49.52					
48 川島町	44.95	63.76	39.90	32.09	31.41	30.26	37.53	29.15
49 吉見町	45.35	63.90	46.33	34.69	34.51	31.47	39.56	32.26
50 鳩山町	43.65	67.89	46.03	34.89	33.10	35.05	42.03	31.11
51 ときがわ町				38.02	33.65	35.54	41.48	33.57
比企郡計	43.59	63.98	42.67	41.70	32.90	38.63	44.01	36.39
52 横瀬町	58.68	73.28	47.77	38.72	38.10	37.29	38.43	33.29
53 皆野町	57.74	72.28	51.90	41.93	40.49	36.45	42.06	35.61
54 長瀬町	50.88	71.56	44.42	37.37	37.05	36.13	38.43	29.05
吉田町	63.63	77.48	56.09					
55 小鹿野町	55.11	71.25	45.18	39.60	37.34	37.28	42.46	38.25
両神村	57.17	74.94	52.37					
大滝村	80.72	82.34	73.07					
荒川村	68.59	77.00	58.08					
56 東秩父村	53.67	73.95	57.65	51.75	51.28	54.72	53.47	48.55
秩父郡計	58.43	73.60	50.91	40.60	39.29	38.21	41.62	35.63
57 美里町	51.79	67.70	43.57	33.33	33.44	31.27	33.91	27.06
児玉町	35.50	60.04	34.66					
58 神川町	45.76	63.03	34.54	29.54	26.82	29.48	29.61	25.46
神泉村	63.86	84.06	58.84					
59 上里町	37.08	62.94	39.82	30.45	26.33	28.93	33.00	26.96
児玉郡計	41.03	63.32	38.44	30.83	27.95	29.56	32.35	26.62
大里町	54.93	68.77	41.34					
江南町	44.04	59.75	38.33					
妻沼町	42.85	64.71	40.66					
岡部町	43.28	65.79	34.75					
川本町	50.44	66.19	41.03					
花園町	43.02	65.83	42.89					
60 寄居町	41.86	66.46	43.03	33.02	30.38	32.75	34.54	28.22
大里郡計	44.18	65.40	40.57	33.02	30.38	32.75	34.54	28.22

選挙期日 市区町村名	平成8年 6月23日	平成12年 6月25日	平成15年 8月31日	平成19年 8月26日	平成23年 7月31日	平成27年 8月9日	令和元年 8月25日	令和5年 8月6日
騎西町	43.89	57.66	39.98	31.21				
南河原村	38.51	61.60	32.58					
川里町	43.24	58.15	34.66					
北川辺町	40.70	59.55	37.00	29.53				
大利根町	45.08	61.99	43.34	36.66				
北埼玉郡計	43.04	59.50	38.95	32.45				
61 宮代町	43.28	61.92	40.40	31.87	28.84	29.84	35.91	28.28
菖蒲町	40.54	58.20	38.11	30.77				
南埼玉郡計	42.21	60.46	39.50	31.44	28.84	29.84	35.91	28.28
栗橋町	40.29	63.04	39.93	32.78				
鷺宮町	35.57	61.55	37.41	30.21				
62 杉戸町	42.16	61.49	37.90	62.88	28.73	47.24	33.79	40.71
63 松伏町	36.60	56.48	31.66	22.33	22.51	21.37	26.27	21.54
庄和町	38.31	61.28	37.43					
北葛飾郡計	38.82	60.87	36.95	40.09	26.31	37.13	30.84	33.25
町村計	41.64	62.84	39.90	37.32	30.34	33.77	36.74	30.80
県計	32.50	59.19	35.80	27.67	24.89	26.63	32.31	23.76



## 6 議案・告示

## 令和5年執行埼玉県知事選挙議案・告示一覧

番号	議案名	期日	番号	告示名	期日
1	埼玉県知事選挙の選挙期日等について	4月28日	1	埼玉県知事選挙の選挙期日	7月20日
2	埼玉県知事選挙における立候補予定者説明会の日時及び場所について	5月18日	2	埼玉県知事選挙における立候補予定者説明会の開催	5月23日
3	埼玉県知事選挙における選挙時登録の登録基準日等について	5月18日	3	埼玉県知事選挙における選挙時登録の登録基準日時	5月23日
4	埼玉県知事選挙における選挙長の選任について	5月18日	4	埼玉県知事選挙における選挙長の住所及び氏名	7月20日
5	埼玉県知事選挙における選挙長の職務代理者の選任について	5月18日	5	直接請求のための署名収集の禁止期間	6月30日
6	埼玉県知事選挙における立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について	5月18日	6	埼玉県知事選挙における選挙長の職務代理者の住所及び氏名	7月20日
7	埼玉県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日について	5月18日	7	埼玉県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日	5月23日
8	埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所について	5月18日	8	埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所	7月21日
9	埼玉県知事選挙において交付する選挙運動用通常葉書差出票、新聞広告掲載証明書及び公職の候補者旅客運賃後払証の公印刷込みについて	5月18日			
10	埼玉県知事選挙に用いる公職選挙法及び同法執行令等執行規程別記第32号洋式中の記号について	5月18日			
11	埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所について	5月18日	9	埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所	7月20日
12	埼玉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所について	5月18日	10	埼玉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所	7月20日
13	埼玉県知事選挙における政見放送を行わない候補者に係る経歴放送等について	5月18日			
14	埼玉県知事選挙におけるポスター掲示場総数の減少協議について	6月15日			
			11	埼玉県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	7月20日
			12	埼玉県知事選挙における選挙人名簿登録者の50分の1又は3分の1数等	7月20日
			13	埼玉県知事選挙における立候補届出	7月20日
15	埼玉県知事選挙における政見放送の日時について	7月20日			
16	埼玉県知事選挙における各候補者の政見放送の日時について	7月20日			
17	埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序について	7月20日			
			14	埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員の制限	7月21日
			15	埼玉県知事選挙において当選した者の住所及び氏名	8月8日

※議案・告示は、法律上あり得ても実際はないと思われるものは除いた（例 補充立候補関係等）。

**埼玉県選管告示第五十八号**

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年七月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

- 一 日時 令和五年八月八日 午後一時三十分
- 二 場所 さいたま共済会館第2ホール

**埼玉県選管告示第六十一号**

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙において当選した者の住所及び氏名は次のとおりである。

令和五年八月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

住

所

氏

名

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目一番八号

大野元裕

埼玉県知事選告示第一号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙につき、候補者として七月二十日次のとおり届出があった。

令和五年七月二十日

埼玉県知事選挙選挙長 岡田昭文

届出番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	住所	年齢	党派	職業	一のウェブサイト等のアドレス
1	本人	柴岡 ゆうま	埼玉県深谷市	39歳	日本共産党	政党役員	<a href="https://www.jcp-sai.jp">https://www.jcp-sai.jp</a>
2	本人	大沢 としお	埼玉県加須市	69歳	無所属	音楽制作業	<a href="http://www.topowj.com">http://www.topowj.com</a>
3	本人	大野 もとひろ	埼玉県さいたま市浦和区	59歳	無所属	知事	<a href="http://oonomotohiro.jp">http://oonomotohiro.jp</a>

埼玉県知事選告示第二号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における選挙会の参観人員を十人に制限する。

令和五年七月二十一日

埼玉県知事選挙選挙長 岡田昭文

南第七区	さいたま市中央区	二八、九七八人
南第八区	さいたま市桜区	二七、〇〇六人
南第九区	さいたま市浦和区	四六、三九九人
南第十区	さいたま市南区	五三、〇三七人
南第十一区	さいたま市緑区	三五、九四一人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六七七人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、三七八人
南第十四区	桶川市	二一、二六五人
南第十五区	北本市	一九、〇〇六人
南第十六区	鴻巣市	三三、四九二人
南第十七区	志木市	二一、一四五人
南第十八区	新座市	四六、〇七四人
南第十九区	蕨市	一九、九八三人
南第二十区	戸田市	三七、七四六人
南第二十一区	朝霞市	三九、七〇八人
南第二十二区	和光市	二三、四九〇人
西第一区	所沢市	九七、六四六人
西第二区	入間市	四一、三八一人
西第三区	飯能市	二二、四三八人
西第四区	狭山市	四二、八〇九人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、二一九人
西第六区	富士見市	三一、五五八人
西第七区	川越市	九八、四九〇人
西第八区	日高市	一五、四九五入
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、七五一人
西第十区	坂戸市	二七、八五七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、八七八人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、一三三人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、六八九人

北第一区	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	二七、六二三人
北第二区	本庄市・神川町・上里町	三三、六三八人
北第三区	深谷市・美里町・寄居町	五一、九六九人
北第四区	熊谷市	五四、八四三人
東第一区	行田市	二二、四六二人
東第二区	羽生市	一五、一〇〇人
東第三区	加須市	三一、六二一人
東第四区	久喜市	四二、七九四人
東第五区	白岡市・宮代町	二四、三八〇人
東第六区	春日部市	六六、一三〇人
東第七区	越谷市	九五、八六四人
東第八区	八潮市	二五、四四五人
東第九区	三郷市	三八、九二六人
東第十区	幸手市・杉戸町	二六、八二八人
東第十一区	吉川市・松伏町	二七、九四五人

埼玉県選管告示第五十四号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一日時 令和五年七月二十一日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第五十五号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における政見放送及び経歴放送実施規程第十四条第一項の規定による各候補者の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一日時 令和五年七月二十日 午後七時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第五十六号

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

六〇、五〇〇、〇〇〇円

埼玉県選管告示第五十七号

令和五年七月十九日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一一三、七〇〇人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 八七三、一二四人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区 数

- 南第一区 草加市 七〇、〇四〇人
- 南第二区 川口市 一四七、九〇二人
- 南第三区 さいたま市西区 二六、三二七人
- 南第四区 さいたま市北区 四二、〇六八人
- 南第五区 さいたま市大宮区 三四、七三八人
- 南第六区 さいたま市見沼区 四六、一九七人

**埼玉県選管告示第三十一号**

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和五年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一日 時 令和五年六月十二日 午後二時

二 場 所 埼玉県民健康センター大会議室C

**埼玉県選管告示第三十三号**

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日及び登録日は次のとおりである。

令和五年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

一 登録基準日 令和五年七月十九日

（ただし、年齢については令和五年八月六日）

二 登録日 令和五年七月十九日

**埼玉県選管告示第三十四号**

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、七月二十日とする。

令和五年五月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

**埼玉県選管告示第四十五号**

埼玉県知事選挙が行われることとなったため、令和五年七月一日から埼玉県知事選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和五年六月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

**埼玉県選管告示第五十二号**

埼玉県知事選挙を次により行う。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙期日 令和五年八月六日

**埼玉県選管告示第五十三号**

令和五年八月六日執行の埼玉県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和五年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

選挙長

埼玉県川越市

岡田昭文

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県三郷市

山下勝矢

埼選管第179号  
令和5年6月16日

各市区町村選挙管理委員会委員長 様

埼玉県選挙管理委員会  
委員長 岡田 昭文 (公印省略)

### 埼玉県知事選挙の管理執行について (通知)

本年8月6日に行われる埼玉県知事選挙の管理執行については、厳正かつ公平な管理執行を旨とし、緊張感を持って職務に臨み、ひとつひとつの作業を確実に実施するとともに、節目節目において十分に点検を行った上で、下記事項に特に留意し、適正な選挙の管理執行に万全の措置を講じられますようお願いいたします。

この点、これまでの知事選挙や令和5年統一地方選挙においては、県外転出者へ投票用紙を交付する事案が発生しています。これは、選挙の公正・信頼を揺るがしかねない事案といえます。ついては、平成30年4月に通知した「選挙の厳正な管理執行の確保について (通知)」の趣旨を踏まえ、改めて選挙の公正の確保という原点に立ち返って、公職選挙法等関係法令の遵守することはもとより、民主主義の根幹をなす選挙への信頼を支えているという自覚を持つよう職員の選挙事務に対する意識を徹底し、選挙の厳正な管理執行については選挙の信頼確保に全力を尽くされるようお願いいたします。さらに、他の地方公共団体の取組も参考に、選挙事務全般について一層の改善、合理化に努めていただくようお願いいたします。

### 記

#### 第1 選挙人名簿について

##### 1 事前の準備

選挙人名簿については短期間に登録事務を処理しなければならないので、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに年齢満17年に達している者の調査及び整理については、なお一層の配慮をし、脱漏、誤載等の生じないよう周到な準備を進めること。

## 2 選挙時登録の基準日等

選挙時登録の基準日等については、次により実施すること。

### (1) 基準日 令和5年7月19日（水）（告示日の前日）

（ただし、年齢については、令和5年8月6日（日）（選挙期日））

### (2) 登録日 令和5年7月19日（水）（告示日の前日）

この場合において、告示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件等は告示日の前日（基準日）を基準とするものであること。

ただし、選挙人の年齢の算定基準日については、選挙期日現在とされていること。

これにより登録された者であっても、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

なお、選挙人名簿の登録に当たっては、被登録資格について適切に調査する等遺漏のないようにすること。この場合、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号・総行住第40号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳担当部局と十分に連携を図り、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図るよう留意すること。

また、住民基本台帳事務処理要領に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年10月4日付け埼選管第232号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

## 第2 投票について

### 1 投票用紙の交付等

(1) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にを行い、当該選挙の選挙権を有する者であること及び期日前投票等で投票済ではないことを十分確認すること。なお、この点に関し、オンラインによる名簿対照も可能であること。また、特に、投票日当日は、多くの選挙人が投票所に来場することが予想されるが、期日前投票所や共通投票所で投票を行った選挙人が再度投票を行うことがないように、システム上投票済であるかどうかの確認を行うなど、二重投票の防止を徹底すること。

(2) 県知事選挙にあつては、引き続き、県内の他の市町村に住所を有することを証するに足りる文書（引続居住証明書類）を提示、又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いた県内に住所を有することの確認を受けなければならないことについて



留意すること。

## 2 投票用紙の管理及び受払い

投票用紙の管理及び受払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに交付簿の整備について十分留意し、適切な管理を行うこと。

## 3 投票所入場券

(1) 投票所入場券については、投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の周知等に効果があると考えられるので、これを交付するように努めるとともに、投票を行う選挙人に対して投票所入場券を持参するよう周知すること。

なお、視覚障害者に送付する投票所入場券については、県選挙管理委員会で作成、配布した点字シールを必ず貼付するなど、特段の配慮を行うこと。

(2) 期日前投票は、選挙期日の告示日の翌日から行うことができるものであるため、選挙人に混乱を来すことのないよう、あらかじめ投票所入場券の発送日時等について郵便局等と十分に調整を行い、投票所入場券が速やかかつ確実に選挙人に交付されるよう努めること。

また、期日前投票の際に提出する宣誓書については、選挙人が事前に記載することができるよう、例えば、投票所入場券の裏面に様式を印刷する、投票所入場券の交付の際に同封するなど、市区町村において創意工夫し、選挙人の便宜に資するよう努めること。期日前投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとされたことに特に留意すること。

(3) 投票所入場券の交付に当たっては、選挙人への二重送付、送付漏れ又は選挙権のない者に送付することのないよう十分留意すること。

(4) 投票所又は期日前投票所に投票所入場券を持参しない選挙人に対しては、不正防止の見地から本人確認を的確に行うべきものであること。

## 4 投票所及び期日前投票所

(1) 投票区については、「投票区の増設等について（通知）」（令和5年2月17日付け埼選管第728号）の趣旨を踏まえ、積極的に対応するとともに、投票所は、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定して設けること。

また、投票管理者及び投票立会人の選任要件が緩和されたことから、投票所の維持・確保について、地域の選挙人等の意見を踏まえ厳正に対応すること。

期日前投票所の設置は、「当該市区町村の人口、地勢、交通等の事情を考慮して、期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保その他の選挙人の投票の便宜のため必要な措置を講ずるものとする」とした、増設に向けての規定（法第48条の2第7項）を踏まえ、また、「期日前投票所の設置促進について」（令和4年12月28日付け埼選管第625号）にて通知したとおり、期日前投票所の設置を促進する観点から、期日前投票所に係る会場借上料及び警備員等派遣委託料について、新たに特別交付税措置を講ずることとしたところであり、地域の実情も考慮しながら、選挙人にとって利便性の高い場所への設置を積極的に検討すること。

期日前投票制度が浸透し、利用者数が増加傾向にあることから、「期日前投票制度の活用について」（令和5年2月17日付け埼選管第706号）を踏まえ、混雑が予想される日時の体制強化などの工夫を検討すること。

なお、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第387号）により、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとされたことに特に留意すること。

共通投票所の設置についても、令和5年2月17日付け埼選管第705号「共通投票所の積極的な設置について」を踏まえ、地域の実情も考慮しながら、有権者にとって利便性の高い場所に設置されるよう、十分に検討すること。

これらの投票所の設置にあたっては、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室に設けることは避けるよう特に留意すること。

また、投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。その際、投票所を設置した施設に隣接した場所など選挙人の利便性を考慮した場所に設けることにも配慮すること。

- (2) 投票所、共通投票所及び期日前投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること。なお、この際、「選挙人名簿対照オンラインシステムに利用する回線について」（平成30年12月21日付け埼選管第260号）に示したとおり、無線の専用回線を活用すること等により、増設について検討すること。
- (3) 若年層への啓発の観点から、大学等と連携し、改めてその構内における期日前投票所の設置について検討を行うこと。
- (4) 投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援や、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所の取組については、高齢者など投票所への移動が困難な選挙人などの投票機会の

確保の観点から有効な取組と考えられるため、「投票所への移動支援及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について」（令和5年2月17日付け総行管第707号）を踏まえ、積極的に措置を講じること。また、これらの取組に要する経費については特別交付税措置を講じていること。

また、投票所や期日前投票所までの障害者や高齢者の移動については、障害者総合支援法に基づく移動支援や同行援護等又は介護保険法の訪問介護サービスの利用について周知を行うなど、福祉担当部局とも連携をとり、制度の積極的な活用が図られるようにすること。

- (5) 投票所、共通投票所及び期日前投票所の設備等については、「投票所の設備等に関する留意事項について」（令和5年2月17日付け埼選管第727号）を参照の上、選挙人が利用しやすいものとなるよう、積極的な措置を講じるとともに、その措置が選挙人に分かるように周知すること。

投票所内の設備の配置等については、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講じるとともに、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。

また、「障害のある方に配慮した選挙事務の事例について」（令和5年2月21日付け埼選管第764号）を参照の上、投票所等における障害のある方に配慮した取組事例について、投票所の事務従事者に周知すること。また、次の点に留意すること。

ア 投票所においては、幅が広く堅固な記載台や記載台への照明灯の設置、車イスや車イス用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、標準点字盤、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮などのより投票しやすい設備や備品を準備すること。

イ 投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差がある場合には、スロープを設置する、常時人的介助が可能な体制をとるなどの適切な措置を講ずること。従前から継続して設置している投票所についても、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障害者や高齢者の視点に立って改めて点検し、必要な措置を講ずること。

ウ 投票所において、高齢者や障害者等が利用しやすい駐車場の確保に努めること。また、投票所外の設備として、選挙人の投票機会の確保を図る観点からも、駐車場の確保について、施設管理者と相談のうえ、必要な検討をすること。

エ 投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる選挙人には人的介助が可能であることについて、障害者や高齢者等の方々に周知すること。また、併せて自書ができない選挙人については、代理（代筆）投票が可能であることについて、周知すること。

(6) 投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18年未満の者）も入ることができることから、投票管理者は、「投票所の設備等に関する留意事項について」（令和5年2月17日付け埼選管第727号）を踏まえ、対応について事前に十分な検討を行うこと。

(7) 投票所の開閉時間の繰上げ又は繰下げについては、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られているところであり、当該規定の適用に当たっては、選挙の行われる時季や地域の実情等を精査し十分な検討を行った上で、厳正に対応するとともに、必要に応じて十分に選挙人に対し説明するよう努めること。

特に、投票所の開閉時間については、選挙人に混乱が生じないように、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により、あらかじめ十分な周知を行うこと。

(8) 期日前投票の投票時間については、期日前投票の更なる利便性向上に資するよう、地域の実情等を踏まえ、投票時間の延長や有権者の投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設定などについて、積極的な検討を行うこと。その際、従前の期日前投票所の開閉時間が変更となる場合をはじめ、投票時間について選挙人に対する説明や周知に努めること。

## 5 投票管理者及び投票立会人の選任

(1) 投票管理者及び投票立会人については、その確保が難しくなっている地域があること等を踏まえ、選任要件が「選挙権を有する者」に緩和されており、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。

(2) 投票管理者については、1の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う、いわゆる交替制をとることが可能とされているが、交替制をとる場合においては、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるよう留意すること。

(3) 投票立会人は、本人の承諾を得て投票所及び共通投票所においては2人以上5人以下、期日前投票所においては2人を選任するものであること。また、投票立会人の選任に当たっては、従来の慣例に固執することなく、進んで女性層や青年層からも適宜選任するよう努めること。

## 6 不在者投票

- (1) 不在者投票については、「不在者投票制度の活用について」（令和5年2月17日付け埼選管第708号）を参照の上、選挙期日に投票をすることが困難な選挙人で、不在者投票の事由に該当すると見込まれる者が一人でも多く投票することができるように配慮すること。その際、早めの投票用紙等の交付請求及び投票を促すこと。
- (2) 不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付について、「マイナポータル「ぴったりサービス」による不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付の積極的な実施について」（令和3年4月7日付け事務連絡）等を踏まえ、マイナポータルのオンライン申請サービスである「ぴったりサービス」の利用を含め、積極的な実施を検討すること。
- (3) 県知事選挙においては、異動する前の市町村に3か月以上引き続いて居住していた者が同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、当該他の市町村に住所を有してから3か月に満たない場合であっても、当該他の市町村において不在者投票ができることについて周知を図ること。その際、早めの不在者投票用紙等の公布請求及び投票を促すとともに、不在者投票用紙等の交付を請求する際には、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを証するに足りる文書（引続居住証明書類）の提示、又は住民基本台帳ネットワークシステムを用いた当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があることについても併せて周知すること。
- (4) 不在者投票記載場所を期日前投票所に併設する場合には、それぞれの投票方法が異なるため、不在者投票の方法を事務従事者が正しく理解し、投票所に訪れた選挙人に速やかに伝達するなど、選挙人の混乱を招かないよう十分に留意すること。
- (5) 不在者投票の適正な実施のため、その管理に当たっては、万全を期すること。不在者投票を選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会に送致するに当たっては、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス。以下「レターパックプラス」という。）を使用する等、送致が迅速かつ確実に行われるよう、対応すること。特に、選挙期日に近い時期の不在者投票の送致については、郵便窓口への持参や集荷などの方法により発送ができるよう、事前に郵便局と調整すること。  
また、庁内に届いた不在者投票が選挙管理委員会事務局に届かない事態が生じないよう、庁内での連携を図るとともに、投票所に送致された不在者投票の投票箱への投函漏れなどの事態が生じないよう、各投票所における投票事務の処理について責任体制等を整備すること。
- (6) 公職選挙法第49条第10項の規定により不在者投票管理者は市区町村選挙管理

委員会が選定した者を投票に立ち合わせるなど不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされているところであり、不在者投票管理者に対して、不在者投票の公正な実施の確保について、周知徹底を図ること。

特に、指定病院等の不在者投票については、平成25年6月11日配布の「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて」を参照の上、指定病院等の不在者投票管理者に対して、市区町村の選挙管理委員会が選定した立会人（外部立会人）を立ち合わせる取組を積極的に進めるよう、文書や説明会等を通じて、助言・指導を徹底すること。

なお、指定病院等の不在者投票管理者に対しては、不在者投票の送致漏れ、同時に行われる選挙に係る投票用紙又は投票用封筒の交付誤り等が生じることのないよう十分指導すること。

- (7) 郵便等による不在者投票の制度の利用に当たっては、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることのほか、代理記載制度の対象となる者については、郵便等投票証明書にその旨の記載を受け、代理記載人となるべき者を届け出ることが必要であることを十分に周知すること。その際に、代理記載における不正行為に罰則の適用がある旨を併せて周知するなど、関係機関とも十分な連絡をとって、郵便等による不在者投票が厳正かつ的確に実施されるよう万全を期すこと。

また、郵便等投票については、選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付を請求しなければならない等期日の制約があるので、早めの投票用紙の請求と早めの投票を促し、関係機関とも十分連携をとる等、事務の執行に万全を期すこと。

また、福祉部局とも連携しながら、選挙人本人だけでなく、その家族、ケアマネージャーや介護・福祉関係の施設・団体等、介護・福祉関係者にも制度の周知を十分図ること。

なお、投票用紙等の送致については、レターパックプラスを使用する等、送致が迅速かつ確実に行われるよう、対応すること。

- (8) 国外における不在者投票制度については、国政選挙のみならず地方選挙も対象となるところであり、特に市町村の選挙においては、不在者投票の期間が短い中で投票用紙等の送致等を行わなければならないこと等にも留意し、その管理執行について遺漏のないようにすること。
- (9) 不在者投票を各投票所へ送るための仕分け作業の省略等市区町村の選挙管理委員会の事務の軽減を図るため指定投票区制度が設けられているので、この制度を採用するに当たっては、その趣旨等を十分に理解の上、その取扱いに過誤のないよう留意すること。
- (10) 投票所の閉鎖後に送致された不在者投票については、その数や遅延の理由を明らかにできるように集計・整理しておくとともに、投開票に関する書類は、当該選挙

に係る議会の議員及び長の任期中は保存しなければならないこととなっているので、遺漏のないようにすること。

- (11) 病院、老人ホーム等の不在者投票施設の指定については、「病院、高齢者福祉施設及び障害者支援施設等における不在者投票制度について（通知）」（令和4年10月7日付け埼選管第439-2号）で依頼しているとおり、指定を希望する施設から相談があった際は、制度の説明や県との連絡等について、引き続き配慮すること。

## 7 代理投票

代理投票については、この制度の趣旨、投票方法等を選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものであるので、その手続は法令の定めるところにより、厳正に実施しなければならないものであり、その運用に遺漏のないようにすること。

特に、投票はあくまでも選挙人本人の自由意思に基づいて行われるべきものであることから、投票所の事務に従事する者のうちから定められた補助者2人が選挙人本人の意思を確実に確認した上で、そのうちの一人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載するよう徹底すること。いやしくも、一人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にないよう留意すること。また、代理投票が認められる選挙人の様子は様々であることから、投票を補助すべき者は、選挙人本人の意思確認に当たり、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であり、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打ち合わせを行うこと等、その意思確認に十分努力すべきものであること。

なお、投票を補助する投票事務従事者以外の者に投票内容が知られないよう投票の秘密に配慮した取組事例等について、「代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について（通知）」（平成30年12月21日付け埼選管第250号）を参考にすること。

## 8 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚障害者である選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

なお、投票所（期日前投票所、不在者投票記載場所を含む。）には、使いやすい点字版と安定した投票記載台を必ず配備すること。点字版はできれば木製のものが

望ましいが、古いものだとかえって使いづらい場合があるので、そのような場合は市販のプラスチック製のものでもかまわない。

また、視力の弱い選挙人の便宜を考慮して、投票所、特に、投票記載台の照明についても十分な配慮を行うこと。

なお、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）により、投票に関する記載に使用することができる点字に、特殊音及びアルファベット等が追加されたことに留意すること。

## 9 投票速報

投票速報については、市区町村の端末と県投・開票速報本部のサーバーをインターネットで結ぶ「埼玉県投・開票オンラインシステム」により、また、市町村選挙については電子メールを使用して行うので、間違いのないよう速報体制の確立を図るとともに、速報要員の確保、速報事務の習熟等についても十分配慮すること。

なお、投票結果の速報に当たっては、期日前投票及び不在者投票の算入漏れや二重計上等のないよう十分注意すること。

## 第4 開票について

### 1 開票事務の再点検

「選挙の厳正な管理執行の確保について（通知）」（平成30年4月23日付け埼選管第11号）の通知の趣旨を踏まえ、それぞれの開票における体制や個々の作業等について、過誤が発生し得る余地や不正が混入し得る余地がないかどうかという観点から改めて点検を行い、厳正な開票を確保すること。

特に、得票数が0票である場合や得票総数と著しくかい離している場合など、想定しがたい事態が生じた場合には、必ず改めて確認すること。

### 2 開票事務の処理体制等

選挙人に選挙の結果を速やかに知らせるようするため、即日開票を実施すること。このため、開票作業に適した開票所の選定のほか、事前の模擬開票の実施を通じて、適切かつ効率的な人員・器具等の配置を検討するとともに、票の分類方法及び計数方法を工夫すること等により、また、他の市区町村における取組も参考にしつつ、開票作業の一層の改善を図ること。

また、あらかじめ票の按分組合せリストや投票の効力判定例等を作成して開票管理者、事務従事者及び開票立会人との開票手順等に係る事前の打ち合わせに際し十分な説明を行うとともに、事務従事者の服装については作業にふさわしいものを選択することや計数機や読取分類機等の導入を促進すること、点字投票の円滑な開票



のため点字を判読できるものを配置する等により、公正かつ適正な開票事務及び開票時間の短縮に努めること。

### 3 開票所内の秩序保持等

開票管理者は、開票所内の秩序保持に十分留意し、厳正かつ迅速な開票の進行に努めること。特に、候補者の運動員等と開票立会人が連絡を取り合う等の行為によって、開票事務に支障を来すようなことがないように留意すること。

また、開票事務に際しては、開票事務従事者など開票所に入入りし得る者以外の者が開票所内へ入場する、無用な筆記具等を持参する、投票用紙を持ったまま開票台を離れる、ポケットに手を入れる等、選挙人に疑念を抱かせかねない行為や住民の信頼を損なう行為をとることのないよう万全を期すこと。

なお、開票管理者、開票事務従事者等は投票の秘密を侵害した場合には罰則の適用がある旨を十分認識し、特に点字投票に関する秘密の保持に留意すること。

### 4 投票の効力の判定

投票の効力の判定については、迅速かつ的確にその判定をすることができるよう事前に判例及び実例の研究を行うとともに、事前に開票立会人に対して研修、打ち合わせ、開票手順の説明等を行うことにより、開票事務の円滑な処理について協力を求めておくこと。

### 5 開票速報

開票速報については、投票速報と同様、「埼玉県投・開票オンラインシステム」により行うが、選挙の結果を選挙人に対して速やかに知らせるため、正確かつ迅速な速報体制の確立を図ること。

また、開票結果の速報に当たっては、投票者数、投票総数、有効投票及び無効投票と投票総数の相関関係等について総合的に点検を行うこと。特に、投票者数と投票総数の不一致については、再度その処理手続の点検を行うこと等によりその原因を調査し、安易に処理することのないよう留意すること。

なお、投票の数を不正に増減する行為には罰則の適用がある旨を十分に認識し、そのような行為が決して行われないよう開票に関わる者に対し周知徹底を図ること。

## 第5 選挙公営について

選挙公営については、義務制、任意制を問わず、選挙人の便宜を十分考慮した上、次の点に留意してその実施に万全を期すること。

## 1 ポスター掲示場

(1) 候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、選挙期日の告示日と定めているので、遅くとも告示日の前日までに設置すること。

なお、設置に当たっては、業者任せにすることなく、必ず職員が指定された場所にポスター掲示場が設置されているか現地確認を行うこと。

(2) ポスター掲示場の設置及び管理については、選挙の期間中に豪雨・強風等も予想されるので、設置場所、方法等をあらかじめ十分検討の上、遺漏のないよう措置するとともに、その管理に万全を期し、倒壊、破損等の事態が生じたときは、速やかにその復旧を図ること。

また、豪雨・強風等により掲示してあるポスターが毀損した場合には、候補者の手持ちのポスターを再掲示することは差し支えないが、選挙期日に再掲示することは認められないので留意すること。

## 2 選挙公報

(1) 選挙公報の配布を業者等に委託する場合には、その配布を確実に行うことができる業者の選定に十分留意するとともに、選定した業者に対しては、改めて制度の趣旨を十分説明の上、確実に配布を行うよう指導すること。

(2) 特別の事情により新聞折込みによる配布を採用することについて当委員会に届出を行っている市町村の選挙管理委員会（平成12年3月31日以前に新聞折込みによる配布を採用することについて当委員会の承認を得た市町村の選挙管理委員会にあつては、届出を行っているものとみなされる。）にあつては、新聞販売店の販売区域等の状況を十分調査し、新聞未購読世帯に対する措置、配布漏れに備えての補完措置及び各世帯に対する周知方法等地域の実状に応じた対策を十分検討した上で実施すること。

万一、配布漏れや配布誤りが生じた場合には、直ちに配布し直すなど事後の措置に万全を期すとともに、新聞折込みによる配布を行う場合には候補者の選挙運動用ビラの新聞折込みと重ならないよう配慮すること。

(3) 第2の「2 候補者情報の選挙管理委員会ホームページの掲載」及び「3 候補者等の届け出たウェブサイト等のアドレスの周知」も踏まえ、選挙人への候補者等情報の提供を行うこと。

## 3 候補者の氏名等の掲示

(1) 投票所における候補者の氏名等の掲示については、掲示内容に誤りがないか、複数の者が事前に確認を行う等の方法により、遺漏、誤り等のないよう十分留意することはもちろんのこと、選挙人の見やすいものとなるよう、文字ポイントを大き

くするほか、レイアウト等にも十分工夫をするとともに、その破損、汚損等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講じること。

- (2) 期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者の氏名等の掲示は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内又は不在者投票管理者である市区町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に掲示をすることとされているので、遺漏、誤り等のないように特に留意すること。
- (3) 投票所、共通投票所、期日前投票所及び不在者投票記載場所における候補者の氏名等の掲示の順序は、原則として告示日の立候補届出の終了時刻が経過した後に行うくじで定める順序によることとされているので留意すること。

## 第6 選挙運動及び政治活動について

選挙運動及び政党等の政治活動については、法令の定めるところに従って行われるように、関係当局との連絡を密にするとともに、次の事項に留意すること。

違法なポスター等の掲示については、適宜指導、撤去命令等の適切な措置をとること。

なお、選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、法第201条の14の規定により、当該ポスターの掲示者に対して当該ポスターの撤去義務があるので、適切な措置をとること。

## 第7 啓発活動の推進について

- 1 近年、国政選挙及び地方選挙において投票率が低い水準にあり、中でも若い世代の投票率が低くなっていることから、若年層の選挙や政治に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、明るい選挙推進団体をはじめ関係機関等と緊密な連携をとり、積極的に投票参加の呼びかけを行い、投票率の向上に努めること。

また、明るい選挙を実現するためには、すべての国民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要であり、今回の知事選挙においても、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点的に行うこと。

とりわけ地方選挙は住民が身近な地方政治に対して意思を表明する最も重要な機会であることから、有権者の政治・選挙への意識の高揚を図る必要があること。

啓発を実施するに際しては、投票方法、投票できる時間、期日前投票や不在者投票の方法など、投票に必要な情報について周知すること。

- 2 インターネット等を利用する方法による選挙運動については、一般有権者もウェ

ブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができるが、電子メールを利用する方法による選挙運動は一般有権者には認められておらず、また、事前運動や18歳未満の者の選挙運動についても禁止されており、各選挙管理委員会においては、引き続き、認められている事項や留意すべき事項について、きめ細かな周知啓発を実施すること。

高校生等が、インターネットによる選挙運動の規制に違反したり、選挙運動に携わり法上認められていない報酬の支給を受けたり、あるいは他人の代わりに投票してしまうなど、法等に違反することがないように、必要な周知に努めること。

### 3 障害者への啓発活動について

視覚障害者への候補者情報の提供のため、啓発活動の一環として、選挙公報の情報を音訳したCDや点訳した資料について、個人情報の保護に十分留意した上で福祉関係部局、障害者団体等と連携して、希望者への周知、配布に努めること。

## 第8 選挙執行委託費の経理等について

選挙執行委託費の経理に当たっては、財政状況にかんがみ、必要資材の調達及び選挙の管理執行体制について、従来の慣行にとらわれることなく、合理化の見地から全般的に検討を加え事前に周到な計画を確立して、経費の適切かつ効率的な使用及び速やかな支出に努めるとともに、経理補助簿を作成すること等により経費使用の明確化を図ること。

また、交付される金額の範囲内で費目相互間の調整を図り、執行経費に不足を生じることのないよう特に配慮すること。

## 第9 その他の事項

- (1) 選挙運動用ビラの頒布のうち、新聞折込みによる方法とは、通常的一般紙における新聞折込みの方法のように、定着した販売網を通じて配布される新聞に折り込む頒布方法であることなど、新聞折込みに関する取扱い等について、あらかじめ候補者に対して十分周知徹底を図ること。
- (2) 投・開票事務に従事する者については、その事務の特殊性にかんがみ、職員でない者については職員の事務を補助する定型的な単純作業にその業務を限定するなど、事務の処理に遺漏のないようにすること。

また、その服務規律については、適切に確保されるよう特に留意すること。